

会長の挨拶 26 例会出席－その 1－

ロータリーの最も根本的な特質は例会出席の強制にある。その法的規定は次のように要約することができる。(i) 連続 4 回例会を欠席した者又は (ii) 出席率が 60% を割る者は自動的に会員資格が喪失する。但し、各クラブ理事会が諸般の事情を斟酌して会員資格の持続を認めた決議をする場合はこの限りではない。従ってクラブ理事会が何等かの意思を表示しない時には、当該会員は自動的に会員資格を喪失する。この厳格な出席義務を緩和させる条件としてメイク・アップ又はメイク・アップ・アテンダンスの制度がある。これは自己の所属するクラブ例会の直前・直後のいずれかの日に世界中いずれのクラブ例会に出席した時は自己のクラブの例会の欠席を充填される。

(小堀憲助著『ロータリー思想の理論構造』より引用)